

土岐市緊急雇用維持助成金 について

土岐市市地域振興部産業振興課

〒509-5192

土岐市土岐津町土岐口2101番地

TEL(0572)54-1111 内線 321・322 FAX(0572)55-7763

◇土岐市緊急雇用維持助成金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な休業を余儀なくされた市内中小企業者を支援するため、国から企業へ支給される雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」）に土岐市が上乗せ助成します。

◇助成対象者

■以下の条件を全て満たすこと

- 1.中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有し事業を行っていること。
- 2.雇用調整助成金等の支給決定を受けていること。
- 3.雇用調整助成金等の支給決定の助成率が5分の4であること。
- 4.土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）第3条各号のいずれにも該当しないこと。
- 5.土岐市税の滞納がないこと。

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市税の徴収等が猶予されている場合を除く。

◇助成対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間（緊急対応期間）で雇用調整助成金等の支給対象となった期間。

※緊急対応期間の延長に伴い、助成対象期間を延長しました。

◇助成金額

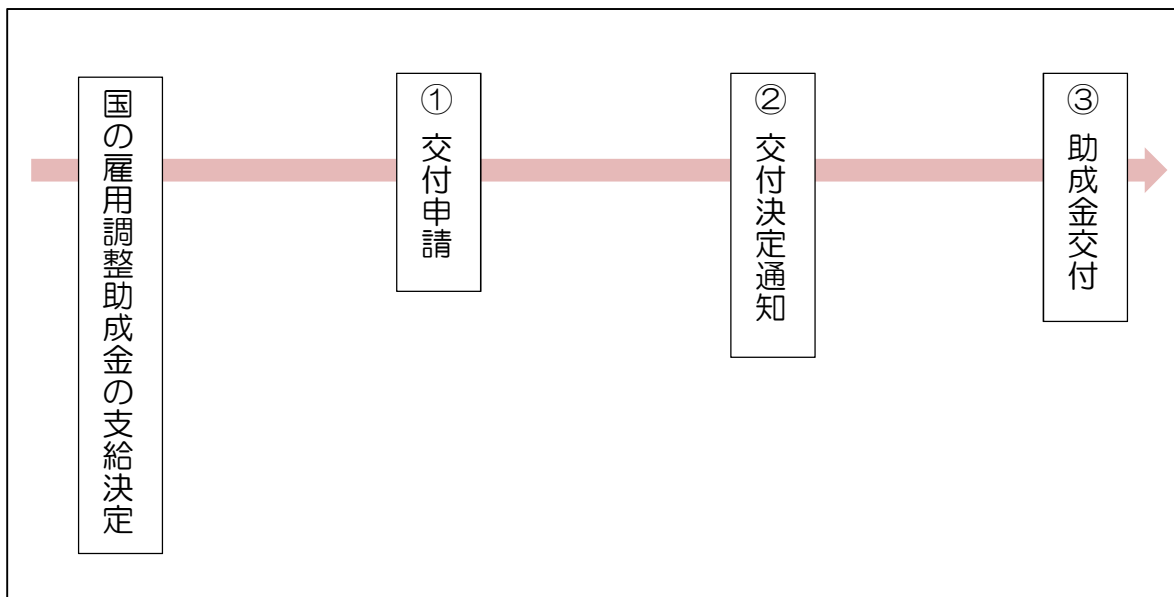
雇用調整助成金等の助成率が5分の4であるものについて、平均（基準）賃金の10分の1と1,500円のいずれか低い額（ただし、国の助成額と合わせて1人1日あたり13,500円が上限）に休業延べ日数を乗じた額。

※1円未満は切捨て

※交付申請回数の制限なし。

※当補助金は休業のみを対象とし、教育訓練に係る手当等は対象となりません。

◇申請の流れ



①交付申請（国の支給決定を受けてから必要書類を提出してください。）

【交付申請に必要な書類】

- ・土岐市緊急雇用維持助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ・雇用調整助成金等の支給に係る国への提出書類の写し
- ・市税の完納を証明する書類（様式第1号の確認・誓約事項を承諾する場合は不要です。）

②交付決定通知（市から通知します。）

③助成金の交付（市から指定口座に入金します。）

◇申請期限

- ・令和3年3月31日（水）必着